

○ 財務省告示第7号

国債の発行等に関する省令(昭和57年大蔵省令第30号)第7条第3項の規定に基づき、令和元年12月20日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和2年1月10日

財務大臣 麻生 太郎

1	名称及び記号	国庫短期証券(第877回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	日本銀行による借換えのための引受け
5	発行額	額面金額で2,197,400,000,000円
6	最低額面金額	50,000円
7	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
8	発行日	令和元年12月20日
9	発行価格	額面金額100円につき100円11銭8厘
10	償還期限	令和2年12月21日 ただし、償還期が銀行休業日に

当たるときは、その翌営業日に
償還金を支払う。

11	償還金額	額面金額 100円につき 100円
12	元金支払場所	日本銀行
13	払込期日	令和元年 12月 20日